千早赤阪村入札参加資格審査申請変更における提出書類一覧

変更事項による提出書類

	変更内容及び提 出書類 (村様式)	変更届	登記簿謄本 (写し可)	委任状 (村様式)	印鑑証明書 (写し可)	使用印鑑届 (村様式)	印鑑 変更届 (村様式)	許可・登録 証明書 (写し可)
本店	商号又は名称	0	0	(委任がある場合)				
	所在地	0	0	(委任がある場合)				
	代表者氏名	0	0	(委任がある場合)				
	代表者役職	0		(委任がある場合)				
	実印	0		(委任がある場合)	0	0	0	
	使用印鑑	0				0	\circ	
支 店 等(受任者)	商号又は名称	0	(登記がある場合)	0				
	所在地	0	0	0				
	受任者氏名	0		0				
	受任者役職	0		0				
	使用印鑑	0		0		0	0	
その他	資本金	0	(登記がある場合)					
	電話・FAX等	0						
	建設業許可又は 登録許可の更新	0						0
	経営規模等評価 結果通知書・総 合評価値通知書 の更新	0						0
	希望業種の登録 抹消 (廃業、休業等)	0						0
	個人から法人へ の変更	0	0	(委任する場合)	0	0		0

【注意事項】

- ●変更は、入札参加資格審査申請システム (BID-ENTRY) を使用して行ってください。
- ●希望業種の変更は、本村登録済みの希望業種の減少のみとなります。

また、その場合の希望業種の取扱いについては、以下のとおりとします。

- ①希望業種の一部廃業等による抹消の場合:希望順序を繰り上げし、再開は不可とします。
- ②希望業種の一部を休業とする場合:希望順位の繰上を行わず、再開は可とします。
- ③希望業種の追加及び変更:有効期限途中での希望業種の新規追加及び変更は不可とします。

◆合併・分割・営業譲渡などに伴う入札参加資格の承継について

「千早赤阪村入札参加資格承継承認事務取扱基準」を確認の上、承継の要件に該当する場合は、取扱基準 別表2に記載の必要書類を紙ファイルにまとめて提出してください。

【提出方法】

持参又は郵送

〒585-8501

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村役場 総務部総務課 宛